

## 松阪市立嬉野中学校いじめ防止基本方針

令和2年8月31日 改訂

令和8年8月31日 改訂

### Ⅰ. いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

#### <具体的ないじめの形態>

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要な場合や、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要な場合が含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

#### (2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。

したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの未然防止・早期発見・いじめへの対処等、いじめの根絶に向けた必要な対策を講じることとし、生徒一人ひとりが、人として大切にされているという実感を持てる環境づくりに取り組む。

### (3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止に努める。

## 2. 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ問題対策委員会」を設置する。

### (1) 名称および構成

- ・名称 学校いじめ問題対策委員会
- ・構成 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー、にじいろサポーター  
(必要に応じて、各学年主任、スクールソーシャルワーカー、PTA役員、学校評議員、学校医等が参加)

### (2) いじめ問題対策委員会の活動内容

- ①生徒指導年間計画の作成・実行・検証・改善に関すること
- ②いじめ防止に係る研修会等の企画・運営に関すること
- ③いじめの未然防止に関すること
- ④いじめの早期発見に関すること
- ⑤いじめの早期解決に関すること
- ⑥いじめの相談、通報の窓口
- ⑦いじめの疑いに関する情報の収集、記録、共有化
- ⑧緊急会議の開催、事実関係の聴取、保護者対応

## 3. いじめ防止等の対策のための具体的な取組

### (1) いじめの未然防止のための取組

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。未然防止の基本として、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことが必要であり、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることに努める。また、インターネット上のいじめの防止については、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネットを利用するためのモラルを向上し、情報教育を推進する。

## 【具体的な取組】

①互いを認め合える人間関係の構築を目指す。

○心の通じ合うコミュニケーション能力を育成するため、計画的に社会体験や交流体験に取り組む。体験活動を通して、友だちと分かり合える楽しさや喜びを実感させるとともに、表現力やコミュニケーション力を育成する。

○全校集会や学年集会、学級活動を通して、生徒自らが、人と関わることの喜びや大切さに気づき、互いに関わりながら仲間づくりを進める。

○各教科や総合的な学習の時間等において、グループやペアでの活動を取り入れることにより、互いの良さを認め合い、高め合う集団づくりを行う。

○クラブ活動や委員会活動を通して、集団の中で自分の思いや考えを適切に伝えたり、問題を解決したり、人間関係を円滑にしたりする力を身につけさせる。

○学級満足度尺度調査（Q-U）の分析結果をもとに、個や学級集団の実態に応じた的確な指導を行い、自己有用感や充実感を感じられる学級経営に努める。

○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と関わる時間を設定し、教育相談の充実にも努める。

②自己肯定感や自己有用感を育成する。

○道徳の授業を通して、生徒の自己肯定感や自己有用感を育成する。

○わかる、できる授業の実践に努め、生徒一人ひとりが達成感や充実感をもてる授業の実践に努める。

○クラブ活動や委員会活動を通して、人と関わる喜びや大切さに気づき、集団の中で人の役に立っている、人から認められているといった自己有用感を獲得させる。

○地域探求学習「嬉野学」や地域貢献活動を通して、地域の方々と触れ合い、自分も社会の一員として必要な存在であることを気づかせる。

○いじめや差別に対する思いを出し合うことにより、自分自身を振り返る機会とすると共に、仲間の思いに共感できる場を設定する。

③家庭や地域と連携して取り組む。

○「いじめ防止対策推進法」を生徒、保護者に周知する。

○学校だよりや学年通信で、本校の道徳教育や人権教育の取組を紹介し、家庭と連携し、生徒の健全育成に努める。

○携帯電話やインターネット使用について、家庭でのルールづくりの協力を依頼する取組を推進する。

○校区人権フォーラムを開催し、地域の小学校と連携し、生徒の人権に関する意識を小中一貫して確認向上することを目指す。

④ネットモラル教育に取り組む。

- 携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネットを利用するためのモラルを向上し、情報教育を推進する。
- ネットいじめ等のトラブルを未然に防止するため、生徒にネット上に発信した情報は、広範囲にかつ速く拡散すること、また、それを完全に消去することはできないことなどの危険性を伝える。

## (2) いじめの早期発見のための取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、担任教師のみならず、生徒に関わる全学校関係者が些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知していく。

### 【具体的な取組】

①いじめを相談しやすい体制を整える。

- 教師と生徒、生徒と生徒の信頼関係を深め、悩みごとを一人で抱え込まず、誰かに相談できるよう相談体制の充実を図る（自学ノート、スクールライフノート等）。
- 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒と向き合うことにより、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 生徒が抱えている様々な悩みや不安を的確に把握するため、学級担任や養護教諭による教育相談週間を設定し、積極的に相談活動を行う。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、途切れのない相談体制の充実を図る。

②いじめを積極的に把握する。

- 「生徒の些細な変化に気づくこと」「気づいた情報を確実に共有すること」「情報に基づき速やかに対応すること」を基本として、いじめの把握に努める。
- 授業の様子、休み時間の様子、保健室の様子、部活動の様子など、より多くの教職員が生徒を見守り、情報を共有する。
- 自学ノートやこころの天気、日頃の声かけ等により、生徒の交友関係や悩みごとを把握する。
- 「学校生活に関するアンケート」を年2回行い、生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめの早期発見に努める。
- 学級満足度尺度調査（Q-U）及びいじめアンケートの回答状況から、「いじめや冷やかしなど不快行為をうけているか」について把握し、いじめの深刻

化を予防する。

○職員会議や学年会議、学校いじめ問題対策委員会等の場において気付いたことを情報共有し、多くの教職員が生徒を見守る体制を構築する。

③家庭、地域と連携して取り組む。

○日頃から生徒を中心に据え、保護者、地域との信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。

○家庭訪問により、生徒や保護者との信頼関係を構築する。

○生徒や保護者からいじめの相談があったときは、真剣に耳を傾け、信頼関係を結び、速やかに対応する。

○いじめの問題に悩む生徒や保護者等が相談できるよう、相談窓口を周知する。

### (3) いじめの早期解決のための取組

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の学校関係者で抱え込まず速やかに組織的に対応し、いじめを知らせてきた生徒や被害生徒を守り通す。また、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

#### 【具体的な取組】

①いじめの解決に向け、取り組む。

○いじめられた生徒やいじめた生徒から事実関係を聴取し、いじめが確認された場合、学校いじめ問題対策委員会で情報共有する。

○いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、全教職員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたる。

○事実確認の結果は、校長が責任を持って、市教育委員会に報告するとともに、被害生徒および加害生徒の保護者に連絡する。

○傍観者や観衆の立場にある生徒に対しても、いじめている側の立場と同様であるということを指導する。いじめられた生徒の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行い、「いじめは決して許されない行為である」という認識を持たせる。

②いじめを行った生徒へ指導する。

○「いじめは人間として絶対に許されない」ということを認識させるため、毅然とした態度で指導にあたる。

○自らの言動や行動が相手を傷つけていることに気付かせ、反省を促すとともに、相手の人格や人権を尊重することの大切さに気付かせ、行動化に導く。

③いじめを受けた生徒や保護者等を支援する。

- いじめを受けた生徒やいじめを知らせてくれた生徒を複数の学校関係者で見守るなど、安全を確保する。
- いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、心のケアに全力を尽くす。
- いじめを受けた生徒の保護者に、学校の取組についての情報を伝えるとともに、保護者からは、家庭での様子や友だち関係についての情報を聞き取り、指導に生かしていく。

#### ④関係機関との連携

- 学校内だけでなく、各種団体や専門家とケース会議を持つなど、連携・協力して解決にあたる。
- 必要に応じて、松阪市教育委員会事務局学校支援課、松阪市子ども支援研究センター、松阪市子ども発達総合支援センター そだちの丘、中勢児童相談所などの関係機関と連携して、いじめ問題の解決を図る。
- 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、教育委員会に連絡を取り、警察と相談して対処する。

### (4) いじめの再発防止のための取組

いじめが解決したと思われた後も、学校が知らないところで陰湿ないじめが継続する可能性がある。そのため、その後の様子を継続的に見守るとともに、いじめの未然防止の方策をその都度検証し、改善を図ることにより再発防止に努める。なお、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要があると理解する。

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、松阪市または対策審議会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校関係者は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定し状況を注視する。

#### ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

#### 4. 重大事態への対処

##### (1) 重大事態の意味

- |                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

【いじめ防止対策推進法第28条】

本方針において、「重大事態」とは、次のようにとらえる。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上いじめにより欠席した場合

年間30日以上欠席でなくても、生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手する。

また、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大な事態としてとらえ、報告・調査等を実施する。その際、関係機関と連携しながら取り組む。

##### (2) 重大事態の報告

重大事態が発生した時は、速やかに教育委員会に報告する。教育委員会が学校で調査をするよう判断した時は、学校いじめ問題対策委員会（P2 参照）が、校長の指導や指揮の下、迅速かつ丁寧な調査を行う。